

平成28年第2回（3月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成28年3月11日(金)
開会10時00分 閉会10時36分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 15名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	高原 孝幸
瀬口 勝美	宇佐 正人
井上 幸子	太田 克弘
	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
是木 則幸	土屋 豊一
若山 清敏	畑田 英文

欠席委員の氏名 樋口 翌

4. 付議事項

報告事項 農地法第5条第1項許可の計画変更申請について
農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。本日は、樋口委員より都合により欠席との報告を受けています。また、事務局長の赤尾が議会本会議と重複のため今回欠席とさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今より平成28年第2回3月総会を開催いたします。開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
是木会長	<p>委員の皆さんおはようございます。3月11日と言えば東日本大震災から5年目となります。改めて、自然災害の恐ろしさを実感しています。それでは、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には高原委員、宇佐委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。後ほど事務局より詳しく説明がありますが、今回議案は当初2件でしたが、議案第3号につきましても、軽微な変更により県より報告事項で良いとなりました。</p>

事務局	<p>た。また、議案第4号につきましては、国の通知により延期となりましたので、今回議案案件はありません。</p> <p>それでは、報告事項に入ります。農地法第5条第1項許可の計画変更申請についてです。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>先ほど会長の言われたとおり、議案第3号については県より軽微な変更と言うことで、意見書の送付の必要が亡くなりましたので、報告事項としています。また、議案第4号につきましても、今回の改正農業委員会法の施行に伴い、平成28年度の活動計画については様式が変更となるため、新様式が示されるまで、作成をしない旨通知がありました。今後の予定では、6月までに作成し公表する予定となっています。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。「農地法第5条第1項許可の計画変更申請について」です。この案件は、平成27年2月の委員会で審議され平成27年2月27日に県より承認された榆生の9棟建売住宅建設の完了日の変更による計画変更です。</p> <p>(その他議案内容朗読及びP1からP6説明)</p> <p>9棟の計画のうち今現在は3棟が建売済みですが、当初完了日が平成27年9月30日となっており、県の指導により半分以上の計画が進捗していない場合は、計画変更の手続をしないとイケないため今回の申請となっています。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手願います。
各委員	(質疑なし)
是木会長	続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	7ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。
是木会長	この案件ですが、ZさんとSさんの3年間の利用権です。賃借人より耕作できないと申し出による合意解約です。なお今後この農地は土屋のTさんが耕作するそうです。
是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑なし)
是木会長	本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？
高原委員	農道の維持管理について
井上委員	犬のフンの被害について
各委員	(各地区内での情報交換)
是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。

事務局 各委員 是木会長	予定どおり、4月8日（金）10：00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。 （異議なし） それでは、これもちまして平成28年第2回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。 <p style="text-align: right;">10時36分 閉会</p>
--------------------	--